

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日実兄が経営するA（以下「会社」という。）に入社し、リースアップされたOA機器の引取、処分業務に従事した。平成〇年〇月〇日、会社が株式会社に組織変更し、代表取締役として実兄（以下「社長」という。）、取締役に請求人と社長の妻がそれぞれ就任し、引き続き同業務に従事した。その後、請求人は平成〇年〇月〇日に役員を退任し、新規事業の責任者になり在宅勤務に変更になった。請求人によれば、請求人は役員を解任され、それに伴い給与が減額されたこと、同時期に新規事業の責任者になり軌道に乗せるように言われ、在宅勤務として今まで経験のない営業を行うようになったが会社からの協力が得られなかったこと等が原因で、平成〇年〇月から同年〇月の間に不眠、いらいら感を自覚するようになり、その後体調がどうしようもなく悪くなり同年〇月〇日Bクリニックに受診したところ「適応障害」と診断されたとしている。

請求人は業務上の事由により、精神障害を発病したとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものであ

る。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 監督署長は、平成〇年〇月〇日付けC医師作成の意見書を踏まえ、請求人は平成〇年〇月〇日頃にICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」(以下「本件疾病」という。)を発病したと判断している。医証並びに請求人及び会社関係者の申述等からみて、当審査会も監督署長の当該判断を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長は、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷を認定基準に照らして検討すると、次のとおりである。

#### ア「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」または「極度の長時間労働」は認められない。

#### イ「特別な出来事以外」について

請求人は、業務による心理的負荷として、要旨、①平成〇年〇月〇日に役員を解任され、併せて退職を求められたこと、②同月、新規事業の担当になり、会社再建の担当になったこと、③当該新規事業で利益を出すよう命じられたこと、④給与の減額、賞与の停止、新規事業に対する支援や協力の欠如に不満を抱いたことなどを申し立てているので、以下に検討する。

まず、①については、請求人自身、平成〇年〇月の終わり頃、社長との話の中で、会社を存続するかどうかの選択肢を示され、会社を潰すのではなく、「役員が身を削るしかないよね」と提案をした旨述べている。また、社長も、平成〇年〇月頃から会社の業績が悪化し始めたため、平成〇年〇月中旬頃に役員を集め話し合い、会社を存続するかどうかの選択肢を示し、その結果、会社を存続させ、鮮魚部門を平成〇年〇月を目処に会社から分離させ、今後請求人が代表となって経営努力を行ってもらうことになった旨述べ、事実、請求人は、会社役員を退任したものの、新たな部門の代表を任されている。これらのことから、当該出来事は請求人が主張するように認定基準別表1「退職を強要された」に該当すると評価するのは妥当ではなく、「配置転換があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみるのが相当であると判断する。

また、請求人は、鮮魚部門の事業に平成〇年〇月から従事しているものであり、特段業務量や業務の困難性が増大したとも認められないことから、当審査会は、当該出来事の業務による心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

次に、②及び③は、認定基準別表1「達成困難なノルマが課せられた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するも、社長はノルマや指示を与えておらず、売上などの具体的数値目標もなかったと述べていること、更にペナルティーを課されたなどの事実も認められないことなどから、当審査会は当該出来事の業務による心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

最後に、④については、請求人と社長との間で、給与、鮮魚部門の事業をめぐる方針、計画及び営業対策等の方針について考え方の相違が生じたものであり、認定基準別表1「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するが、その対立の程度はトラブルと認められる程度のものとは認められないことから、当審査会は、当該出来事の業務による

心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

(4) したがって、認定基準に照らし、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「弱」となり、「強」に至らないことから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。